

自主防災マニュアル



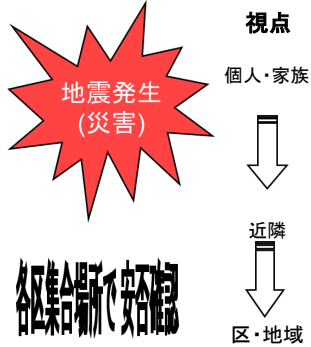
制定 初版	平成24年4月
改定 第2版	平成27年8月
第3版	令和3年3月(2021年)

下横割南区自主防災会

避難所までのイメージ

富士市避難所運営マニュアルを下横割南区用に編集

(1) 初動(災害発生当日)



感染症発生時には、別途規定の駅南避難所マニュアル
感染症対策を合わせて参照のこと

- ①自分の身の安全確保(洪水・津波・火災等からの避難)
 - ・指定避難所(二小)でなくても良い、危険区域の外に出る
 - ・各自の判断で、身を守るために最善をつくす。
- ②家族の安否確認 ③隣近所に声掛けをし安否確認
- ④自力で避難できない人を支援する
- ⑤隣保班単位で集合場所(横割公園)に行き安否確認を実施
- ⑥自主防災会は、自区の安否情報・被害状況を集約し
まちづくりセンターの防災地区班に報告する



区の災害対策本部の設置

各区・自主防災活動

避難生活に入る前
(救出・消火活動)

避難所生活 ⇒ 避難所運営マニュアル参照



自宅専ら自宅生活ができる

自宅へ

被災者救護所へ

医療救護所等へ

指定以外に避難所を設置する場合にも、自主防災会・駅南避難所運営マニュアルを参照して避難所を運営する

- ⑩自宅が安全であれば自宅で生活(隣近所で協力し生活)
- ⑪自主防災会による在宅避難者の把握

— 避難者を ”お客様” にさせないために —

過去の災害で開設された避難所のなかには、地区の役員・市の職員や施設管理者などが対応に追われる一方、避難者は何をしても良いのか分からず、じっと座ってお客様状態になってしまうことがありました。「避難者がやるべきこと」や「守るべきルール」の基本的なことは、このマニュアルに決めてあります。災害発生時だけでなく、日ごろの啓発活動・訓練にも利用・活用しましょう

検討事項

- ①運営に必要な各運営班の活動内容及び必要人数
- ②避難者の受付や本部、支援物資の集積場所・分配方法
- ③地震・洪水などの自然災害のほか、感染症との併発時の対応
- ④ペットの受入れやゴミの捨て方などのルール

マニュアルの説明(前文)

東日本の震災以降、洪水はじめ自然災害の懸念が高まり、加えてコロナ禍が加わり防災への対応を検討し、災害発生時に少しでも被害を減らすことを目標に区の防災マニュアルを改訂した。
 自然災害を防ぐことは出来ませんが、事前の準備で被災から免れたり、早期の復旧をすることは可能です。
 大規模災害の場合、行政に頼るだけでなく各家庭でも家の耐震とか食料備蓄を『わが身・家族』は自分たちで守ることに心掛けます。

マニュアルには、基本的なことだけしか記述してありません。各家庭に必要なものは異なります。それぞれが確認しあい減災に努めると共に『地域力』を高めます。

【地震以外の災害に対するものは、本マニュアルを参考に実施する】

【こんな事やっていますか？】

1. 家庭での対策

- (1) 昭和56年5月以前に建築した家は耐震補強をされていますか
- (2) 倒れる危険のある家具は転倒防止をしていますか？ ⇒ 金具などを利用して丈夫な壁にビス止めが良い
- (3) 食器棚等のガラスに割れ防止フィルムを張っていますか？ ⇒ 飛散させない効果があります
- (4) 食器戸棚などの開き扉はフック止めをしていますか？
⇒ 家具引き出しだけだと震度6前後で開く可能性がある
- (5) 非常持ち出し品/バッグを用意しましたか？ ⇒ 懐中電灯・携帯ラジオ・貴重品・医薬品・など
- (6) 食料備蓄品 ⇒ 家庭では、普段使う物を1週間分程度準備し使ったら補充するローリングストック方式で
☆富士市から提供されている備蓄品リストを参考に各家庭で確認する
- (7) 寝室など靴を常に置く ⇒ 災害発生時はカラスの上を歩くこともあります
- (8) ヘルメットを用意する ⇒ 家族全員分を用意し避難するときはかぶる様にしましょう
- (9) 災害発生時の連絡方法や集合場所を決めておきましょう



2. 自主防災会での対策

【本部】

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担並びに、防災訓練を企画総括する。
- (2) 会の経理・費用に関すること。
- (3) 防災資機材等の貯蔵及び備蓄等に関する、資機材台帳の整備などを行う。
- (4) 町内の「世帯台帳」の整備、町内の人材の発掘や「災害時要援護者」の調査及び対策を行う。
- (5) 避難所運営訓練など地区との訓練に役員を割出し、資質の向上に努める。
* 防災委員は、区内の自主防災活動について熟知した者で、区内の防災基本計画・訓練計画の立案、会長 や副会長の相談役・補佐役として活動する。
- (6) 防災資機材リストを用い、担当町内に対し毎月の点検及び確認の指導を行う。

【情報班】

- (1) 防災講座等、知識の普及、防災意識の啓発を行う
- (2) 新しい情報を収集し区民へ必要な項目を伝達する。



【消火班】

- (1) 消防用簡易ポンプ及び消防用水利の点検・整備をする
- (2) 防災用資機材及の点検・整備をする
- (3) 区民への消火作業等の指導・指導・教育 ……(中学生への指導)
- (4) 市の地区担当班や市消防署・消防団と協力し、出火防止の広報及び火災の警戒を行う



【救護班】

- (1) 負傷者の救出方法・軽傷者の応急救護・怪我人の搬送などの知識を習得する
- (2) 区民への「応急救護法」や、「家庭用医薬品の備蓄等」について指導・教育を行う
- (3) 災害時発生時の医療機関、救護所などの情報を事前に区民に広報する



【避難誘導班】

- (1) 「区内集合場所」・「避難路」の調査並びに点検を行う
- (2) 避難訓練の指導・教育を行う
- (3) 通常時訓練から隣保班長を通じ住民の安否確認を行う
- (4) PTA役員・学校等と連携し、災害情報発表時における、児童・生徒の引き受けなどの検討
- (5) 災害時要援護者等の把握と取りまとめを行う

【給食給水班】

- (1) 炊き出し用資機材、給水用資機材の整備・点検を行う
- (2) 家庭での食料・飲み水の備蓄等について検討し、必要に応じて備蓄の要請をする。
- (3) 市の地区担当班と協力し、飲料水の確保、運搬、給水等を調査する

区内集合場所：	横割公園
区内防災拠点：	下横割南区公会堂
市指定避難場所：	富士第二小学校
市地区防災拠点：	駅南まちづくりセンター (=市駅南地区担当班の活動拠点)
救護所：	富士南中学校



避難所のイメージ イラスト



発災時対策編

【避難の方法】

1. 津波被害の危険がある場合

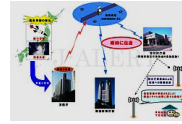
富士市の津波想定高さは6mであり、当区では避難の必要はないが、怖いと感じたら自主的に避難する安全を確認の後、区災害対策本部などへ報告をする。

(1) 家の火の始末をする ⇒ 5分程度で避難できる少しでも高台へ

- ・地区の海抜地図参照
- ・建物、3F以上の鉄筋構造へ避難
- ・海抜10m以上であれば歩道橋なども可

(2) 津波の危険が無かったら ⇒ 指定の集合場所(横割公園)へ

(3) 高齢者等、災害時要援護者が近所にいる場合、同行できる余裕があれば一緒に緊急避難する



2. 震災による被害が想定される場合

- (1) 火の始末、電気を止める
- (2) 向こう3軒両隣(隣保班)の人の安全を確認 ⇒ 隣保班長は班内住民の安否確認を行い本部に報告する
- (3) 貴重品等の緊急避難品のみ持ち出し、ヘルメットを着用 ⇒ 班ごとに横割公園に避難
- (4) 高齢者等、災害時要援護者が近所にいる場合、極力一緒に緊急避難する

3. 洪水等水害が想定される場合

- (1) 自宅付近の今より高い堅牢な建物や場所に避難する
- (2) 最悪の場合、二階などへ垂直避難する



【自主防災会の役割】

1. 自主防・災害対策本部の設置

- (1) 富士市に震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒ 南区公会堂に区災害対策本部を設置
- (2) その他、区内に多くの被害が発生した場合 ⇒ 必要に応じ、横割公園に本部機能を移す
- (3) 地震の注意や予知情報が寄せられた場合、区災害対策本部を設置する
- (4) 本部役員は、区災害対策本部に集集し、情報班を中心に区内の被害状況の把握に努める
- (5) 区内に災害が発生し避難が必要な場合には、集合場所(横割公園)に本部機能を移すなど以後の対策を行なう
- (6) 状況により区民に避難を促すと共に災害発生の有無にかかわらず、駅南まちづくりセンターへ内容を報告する

2. 横割公園(集合場所)での確認事項

- (1) 隣保班ごとに「安否確認票」を用い避難者の確認
・世帯主および人数だけで可(負傷者を含め人的被害の無い場合)
- (2) 避難誘導班は班ごとに世帯主、人数をまとめ ⇒ 町内で集計 ⇒ 自主防本部へ
- (3) 感染症発生時には、感染の有無と感染者の隔離行動を ⇒ まちづくりセンター経由医療機関へ
- (4) 負傷者は、氏名、性別、年齢、怪我の概要を調べ ⇒ 自主防 ⇒ 救護所へ(二小)
- (5) 避難者の自宅被害を(口頭などで)調査 ⇒ 町内集計 ⇒ 自主防 ⇒ 駅南まちセン本部へ
- (6) 倒壊等で自宅での生活の有無を調査
避難所(二小)へ避難の場合 ⇒ 避難者名簿へ記入 ⇒ 避難誘導班と一緒に二小へ
- (7) 自宅生活が出来ず、避難所に行かない被災者は ⇒ 横割公園でテント生活(又は、知人宅や自宅付近で)



(担当任務)

【本部】

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担並びに、災害発生時の救援・被災調査など全般の指揮。
- (2) 町内会長を除く本部役員は、公会堂に集集し区災害対策本部を開設する
- (3) 新型コロナウイルス等感染症の確認を行い、駅南本部に報告し感染者の避難収容先確保の依頼を行う
- (4) 必要に応じ、横割公園に避難所を開設する。又、区内の私設避難所を調査する
- (5) 町内会長は、自己担当区域内の被害状況を調査し2号様式に記入し、区災害対策本部に報告する
- (6) 区内の被害状況等を2号様式にまとめ駅南まちづくりセンター内の市地区班に報告する
- (7) 自主防災役員から、指定避難所(二小)へ情報連絡員として送出し避難所及び地区との連絡調整を行う
- (8) 災害により救出など多勢の力が必要な場合には、区民に呼びかけ応援体制をとる
- (9) 重大な被害の発生時には行政に連絡し他からの救援要請を依頼する

【情報班】

- (1) 区内の被害状況等の把握し、記録としてまとめ、区自主防災本部へ報告する
- (2) テレビ・ラジオ、市広報(同報無線・広報車)等からの情報を収集する
- (3) 市、その他からの情報を町内会長を経由し迅速に区民に伝達する



【消火班】

- (1) 街頭消火器、消火栓、可搬式消防ポンプによる初期消火作業を行う
- (2) 火災、消火などの情報を区災害対策本部に報告・連絡する
- (3) 市の地区担当班や市消防署・消防団と協力し、出火、延焼防止の活動を行う



【救護班】

- (1) 「救出用資機材」、「応急救護用資機材」の使用し救護救出にあたる
- (2) 怪我人の救出などを地域住民の応援を待て行う
- (3) 負傷した軽傷者の応急手当、中重傷者を救護所又は病院へ搬送する ⇒ **病院は事前確認を要す**

【避難誘導班】

- (1) 隣保班長は、避難の必要な班員をまとめる
- (2) 避難誘導班員は、自己の町内で掌握し集合場所(横割公園)に避難させる
- (3) 隣保班長は、避難する家族を把握し誘導班に連絡する
- (4) 町内会長は、班毎の家族数一覧表に基づき隣保班長に区民の安全を確認させる
- (5) 横割公園以外に避難所がある場合、場所・避難者氏名を調査確認し区対策本部に報告する
- (6) 学校等の児童・生徒の引取りは、学校の規定に従い行う



【給食給水班】

- (1) 区内の家庭、市等から提供を受けた、食料等「救援物資」の配分及び、炊き出し等を行う
- (2) 市の地区担当班と協力し、食料・飲料水の確保、運搬、給水等を行う
- (3) 区内の商店・家庭等から物資の提供を依頼し、食料の確保を行う
- (4) 市に対し必要な救援物資(食料以外の生活物資を含む)の取りまとめを行い、区本部に連絡する



制定 平成24年4月 (再制定)
改訂 平成27年8月 改定
令和3年3月 改訂 改定(風水害・感染症発生時対応)

災害応急対策実施状況通報書			
(地震発生後)			
通報時刻	令和 年 月 日 時 分		
自主防災会の名称	下横割南区自主防災会	通報者名	
通報先 (受信部班)	富士市災害対策本部 地域担当部 駅南 まちづくりセンター(地区班)	受信者名	
○災害応急対策実施状況	実施済	準備中	未
・自主防災会の災害対策本部の設置(本部要員の人数 人)			
・災害対策本部の設置場所()			
・町内住民の安否確認 町内の約 %調査済み			
死者 名 行方不明者 名 負傷者 名			
・救出、救助活動			
・負傷者を救護所又は救護病院へ搬送			
・初期消火活動			
・区民の避難、誘導			
・避難行動要支援者への呼びかけや避難支援			
・避難場所への必要な資機材の運搬			
・まちづくりセンターへの連絡要員の派遣			
○被害状況、要請事項等を記入してください			
被害状況			
・全壊家屋	なし	あり(棟)	
・半壊家屋	なし	あり(棟)	
・要救助者	なし	あり(人・不明)	
・重傷者	なし	あり(人・不明)	
救出、救助要請	なし	あり(推定される生理め者数 人)	

※ 応急計画に定められた内容等について速やかに通報してください。

※ 自主防災会等は、地区班(防災拠点であるまちづくりセンター)に、徒歩等により速やかに通報してください。